

## よくある質問【ビジネスモデル構築型】

Q 1. 中小企業の事業計画に求める、①～③の要件の算出方法は？

A 1. ものづくり補助金の一般型の考え方に準じます。

Q 2. (みなし)大企業、一般社団法人、第3セクター、NPOは補助対象となりますか？

A 2. 補助対象者となることはできますが、支援先中小企業として入ることはできません。

Q 3. 共同事業者は、後から追加することはできますか？

A 3. 共同事業者は、補助事業者(代表者)の(支援先中小企業以外の)外注先という扱いになります。申請時に共同事業者を明記いただいた場合は、随意契約にて委託契約を締結することが可能です。補助事業開始後に共同事業者を追加する場合は、少額な契約である場合を除き、競争入札をかけることが必要です。

Q 4. 人件費に役員報酬は含まれますか？

A 4. 補助事業に直接従事する場合は人件費に含まれます。

Q 5. 研修受講料等の対価を支援先中小企業から徴収することは認められますか？また、その場合の対象経費はどうなりますか？

A 5. 支援先中小企業から研修受講料等を徴収することは問題ありません。ただし、今回の補助金は申請主体となる補助対象者の支援コストを補助するものであるため、徴収した研修受講料等を差し引いて補助対象経費を算出することになります。

Q 6. 補助事業を実施するために新たに事業所を借りる場合の費用は対象経費となりますか？

A 6. 賃貸借契約に基づく家賃等は補助対象となりません。ただし、補助対象の一部としてイベント開催等に要する会場費は補助対象となります。

Q 7. 同一企業がものづくり補助金の一般型とビジネスモデル構築型の申請をすることはできますか？

A 7. ものづくり補助金の一般型に申請している中小企業が今回のビジネスモデル構築型で補助対象者として申請することはできます。ただし、一般型と同じで他の補助事業と同一の補助対象を含む事業については、重複案件となり、補助対象外となります。

Q 8. 応募申請時に、30社以上の中小企業との連携関係を構築する必要がありますか？

A 8. 応募申請時点では、30社以上の中小企業の実体名を挙げていただく必要はありません。ただし、支援先中小企業を募集する方法等の計画をお示しいただくことが必要です。事業完了には、30社以上の中小企業の事業計画策定が必須要件となります。

Q 9. 事業資金の調達のために補助金の概算払いを利用できますか？

A 9. 原則として補助事業終了後に補助金額が確定してからの精算払となります。ただし、資金繰りの観点から必要と認められる場合には、事務局に概算払いの申請をすることで、発生済みの補助対象経費分について事業の完了前に補助金の支払いを受けることができます。